

ロックフィルダム導水管管内撮影

仕 様 書

令和 8 年 6 月

独立行政法人水資源機構

総合技術センター

第1章 総則

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構 総合技術センター（以下、「機構」という。）が発注する「ロックフィルダム導水管管内撮影」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 用語の定義

「発注者」とは、分任契約職である総合技術センター所長をいう。

「受注者」とは、業務の実施に際し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。

「担当職員」とは、設計図書に定められた範囲内において、受注者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、発注者が定めた者をいう。

「設計図書」とは、仕様書及び業務数量表をいう。

「指示」とは、担当職員が受注者に対し、本業務の遂行上必要な事項について 書面をもって示し、実施させることをいう。

「承諾」とは、受注者が担当職員に対し、書面で申し出た本業務の遂行上必要な事項について、担当職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

「協議」とは、書面により本業務に係わる協議事項について、発注者又は担当職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

「提出」とは、担当職員が受注者に対し、又は受注者が担当職員に対し本業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

「書面」とは、手書き、印刷、電子メール等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。

「打合せ」とは、本業務を適正かつ円滑に実施するために業務管理責任者と担当職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

「了解」とは、担当職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。

「受理」とは、受注者、担当職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第3節 業務内容

3-1 業務場所

（主たる業務場所）

埼玉県さいたま市桜区大字神田 936 番地

独立行政法人水資源機構 総合技術センター

(対象施設の現場事務所)

長野県木曾郡木祖村小木曾 2058-22

独立行政法人水資源機構 木曾川上流ダム総合管理所 味噌川ダム管理所

3-2 業務概要

本業務は、次の業務を行うものである。

- ・導水管管内撮影 1式

第4節 履行期間

1. 履行期間は、休日等を見込み、契約締結の翌日から60日間とする。
なお、休日等には、日曜日、祝日のほか、履行期間内の全土曜日を含んでいる。

第5節 資料の貸与及び返却

1. 本業務の貸与資料は、次のとおりである。
 - (1) 味噌川ダム図面集
2. 受注者は、本業務を実施するに当たり、上記1. に定める以外の資料が必要となった場合は、担当職員と協議するものとする。

第6節 成果品の提出

1. 受注者は、次の成果品を提出するものとする。
 - (1) 電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) 1式 (2部)
2. 成果品には、以下のものを含むものとする。
 - (1) 作業計画書
 - (2) 管内撮影結果 (管内撮影動画)
 - (3) 撮影実施状況写真

第7節 疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

第2章 業務内容

第1節 業務概要

本業務は、ロックフィルダムの浸透量計測のために設置している導水管の管内状況等を把握することを目的として、押込み式カメラ等を用いて管内撮影を行うものである。

対象施設は、木曽川水系の味噌川ダムとする。

第2節 業務内容

2-1 計画準備

受注者は、作業実施に先立ち、業務の目的を十分に把握した上で作業実施方針、作業工程及び実施体制等の作業計画書を策定し、担当職員に提出するものとする。併せて、本業務に必要な資料を収集・整理するものとする。

2-2 管内撮影

1. 受注者は、浸透観測室からダム堤体までの間に埋設されている導水管 No. 3（管径 150mm・対象延長 27.7m）と導水管 No. 6（管径 250mm・対象延長 23.3m）の管内洗浄後の動画撮影を行うものとする。導水管は、無圧（自然流下）管路で、管内流量は、No. 3 が約 4L/min、No. 6 が約 90L/min である。
2. 撮影に使用する機材・機種は受注者の任意とし、受注者は、撮影を実施する前に使用機材の仕様及び実績が分かる資料を担当職員に提出し、承諾を得るものとする。
なお、機構は管径 150mm の導水管は押込み式カメラ、管径 250mm の導水管は自走式のテレビカメラ車（直視・側視が可能）を想定している。
3. 作業に用いる資機材運搬については、浸透量観測室の入口まで、3t 積（2.9t 吊りクレーン付き）トラックが進入可能である。浸透量観測室入口から導水管吐口部に至るまでの間は階段があることから、人力運搬を想定している。
4. 浸透量観測室の導水管の吐口部に設置されているフランジ管については、発注者において撮影開始前の取外し、撮影終了後の再設置を行うものとする。また、管内洗浄及び管内撮影に際して、浸透量観測室に設置されている整流板や水位計等の支障物は、事前に発注者において一時的に撤去するものとする。
5. 受注者は、管内撮影に際して、事前に高圧水等による管内洗浄を行い、閉塞物質（鉄バクテリア等）を除去するものとする。高圧水による洗浄を行う場合は、管路に損傷を与えないように圧力調整するものとする。管内撮影の際に発生した閉塞物質（汚泥等）の浸透量観測室内の一時保管場所は、発注者が指示する。閉塞物質の最終処分については、発注者が行うものとする。
6. 撮影にあたっては、管の破損、継手部の不良、クラック等に十分注意しながら、

撮影対象区間をカラーで撮影し、鮮明な映像を記録するものとする。映像データについては、管路毎に MPEG 形式等で収録するものとし、撮影箇所（導水管吐口部からの距離・導水管の番号）が分かるようにするものとする。

7. 管内洗浄に用いる清水については、浸透量観測室の屋外に設置されている貯水タンク（1,000 リットル）に貯留している清水を使用できるものとするが、給水車等が必要な場合は、受注者において準備するものとする。給水車等の車両の駐車スペースとして、浸透量観測室の入口付近を使用できるものとする。
8. 撮影時は、既設管内からガス（硫化水素）が排出されないと想定しているが、受注者は作業中の換気に十分留意するものとする。
9. 既設管内からのガスの排出により作業の継続が困難と判断した場合は、速やかに作業を中止し、担当職員に報告するものとする。また、管の破損や閉塞物質の状況、撮影機材の不具合等により、作業の継続が困難と判断した場合も同様とする。
10. 現地作業の時間帯は、準備及び後片付けも含めて、平日の 8 時 30 分から 17 時までとする。作業日数は、1 箇所あたり 2 日程度（準備と後片付けを含む）を想定している。

なお、現地作業の実施日については、令和 8 年 7 月上旬を予定している。現地作業の実施日の詳細については、事前に調査職員と協議するものとする。

第 3 節 その他

本業務で撮影された映像による管内状況の評価分析及び考察については、別途業務で行う予定であることから、本業務の対象外とする。

—以上—